

## 地域別の転出入に関する要因分析業務 委託仕様書

### 1 趣旨

本県人口減少の要因は、「若年層人口の減少」、「出産適齢女性の減少」、「婚姻者数の減少」、「出生数の減少」であり、複数の要因が関連しながら負のスパイラルに陥っている。

こうした中、令和4年10月、「えひめ人口減少対策重点戦略」を策定、将来的な人口構造の若返りを目指すこととし、次のとおり数値目標を掲げ、行政だけでなく、企業・団体など、地域を構成する多様な主体と協働し、将来的な人口構造の若返りを目指しているものの、厳しい状況が続いている。

(数値目標)

- ・長期目標：2060年に「県内人口100万人確保」
- ・短期目標：2026年に「転出超過の解消」、「出生数8,500人」

(現状)

- ・転出超過（日本人）：2020年 3,175人 → 2024年 4,444人
- ・出生数（日本人）：2020年 8,102人 → 2024年 6,557人

本事業では、こうした状況を踏まえ、県内地域別の転出入の実態等を把握し、転入人口拡大、転出人口縮減に向けた新たな施策を検討するうえでの材料を探ることを目的とする。

### 2 事業期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで

※11月上旬までに中間報告として調査結果概要を取りまとめ

### 3 業務の内容

#### (1) 統計データの分析

以下の内容について、生成AIを活用し、分析すること。

あわせて生成AIが分析した結果について、事実確認も行うこと。

##### ①県内地域別の分析

近年の統計データに基づき県内の地域別（東中南予別）で男女別、年代別に転出先等を把握し、地域別の傾向を詳細に分析すること。

【参考：分析項目（例）】

- ・県内の転入の特徴、転出の特徴分析
- ・県内地域別の転出超過の状況
- ・県内地域別の転出先
- ・県内地域別の転入元 等

##### ②松山市と高松市の分析

近年の統計データに基づき松山市と高松市の転出入状況等を把握し、人口や

産業構造等の観点から両市間の類似点及び相違点を詳細に分析すること。

分析後、有意な相違が生じた要因について、詳細に分析すること。なお、分析を行う内容等については、事前に地域政策課の担当者と協議・調整の上、決定すること。

## (2) 報告書の作成

報告書については、目次・調査概要を作成・添付し、令和7年12月26日(金)までに提出すること。

成果品は、次のとおりとすること。

①集計結果（ローデータ）の電子媒体（CD 又は DVD） 一式  
（原則としてエクセル形式）

②報告書（概要版を含む。） 正本1部  
（表、グラフ等を用いてわかりやすい資料となるよう努めること）

③報告書（概要版を含む。）の電子媒体（CD 又は DVD） 一式  
（原則としてエクセル形式又はワード形式）

なお、受託者から提出された報告書は、必要に応じてその一部を抜粋し、又は加工した上で、作成者を「愛媛県」として公表する予定である。

## 4 事業計画書及び実績報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。

(3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 5 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて県へ報告し、必要と認められた場合はその限りではない。

## 6 著作権等の取扱い

(1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、県に移転すること。なお、元々受託者が所有している著

作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、県での使用を認めるものとする。

（２）受託者は、県が認めた場合を除き、成果物にかかる著作権人格権を行使できないものとする。

（３）第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

（４）県は本仕様書により作成された成果物を公表することができる。この公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。

## 7 その他の留意事項

（１）本業務の実施に当たっては、関係法令・条例等を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。

（２）本業務の実施に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

（３）本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。

（４）本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。

（５）本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。

（６）本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議の上、決定すること。